

弁明書に対する反論

2017年4月21日

新居浜市教育委員会社会教育課
審理担当者 社会教育課長 三沢 清人 様

団体名 教科書の問題を考える東予の会

団体名 教科書裁判を支える会

2017（平成29）年3月9日付けで、新居浜市教育委員会より送付された弁明書に対する意見を下記に記します。

I 弁明書に対する反論の趣旨

教育委員会の弁明書は、新居浜市情報公開条例、公文書の管理に関する法律違反があるにもかかわらず、公文書を「提出不要」とする自らの不作為を省みることなく正当化しており、失当している。よって、教科用図書項目別調査票「調査員用様式1（以下、「様式1」という）」の公開を求める。

II、 弁明書への反論

判断が妥当とした理由（1）

調査員に配布した「教科用図書採択委員 作業手順」において、「調査員 様式1」は教育委員会に提出不要と明記している。

（1）への反論

反論はなく、上記文言を明記していることを認める。

判断が妥当とした理由（2）

公文書の要件は、「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」である。

（2）への反論

新居浜市が規定している公文書の要件は上記の通りであることを認める。

判断が妥当とした理由（3）

教育委員会が求めている「調査員用 様式1」は、「当該実施機関の職員が組織

的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」には該当しない。

(3) への反論

教育委員会が「様式1」を公文書であるにもかかわらず、提出不要と勝手に判断し「保有していない」ことを理由に「公文書」ではないとする判断は、新居浜市情報公開条例の公文書の要件に違反する。

1、調査員と「様式1」の役割と位置の確認

- ① 調査員は、新居浜市教科用図書採択委員会設置要綱（以下、「採択委員会要綱」という）第7条により設置され、その役割は2項にあるように「教科用図書に関し、専門的な調査研究を行う」ことである。
- ② 採択委員会は無償措置法第11条に基づき設置され、その目的は、「採択委員会要綱」第1条にあるように「新居浜市立小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択に関し、調査審議し、その適性を期する」ことである。
- ③ 採択委員会は、戦前・戦中の日本の教育制度に対する反省から設置された。

1947年の教育基本法の立案にかかわった文部省の担当者らによる同法の解説書（『教育基本法の解説』1947年）において、国家が教育を支配していた戦前・戦中の日本の教育制度に対して、「教育行政が教育内容の面にまで立ち入った」、「地方教育行政は、一般内務行政の一部として、教育に関して十分な経験と理解のない内務系統の官吏（職員）によって指導せられ」て、「はつらつたる生命をもつ、自由自主的な教育が生まれることが極めて困難であった」とその制度的問題点を指摘し、反省し、この反省にもとづく戦後教育制度があり、当然ながら採択制度にもそれが反映されている。たとえば、無償措置法第11条には、都道府県の委員会の諮問機関として教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という）を設置しているが、同法案の作成に携わった諸沢正道文部省初等中等教育局教科書課長（当時）は、その設置目的を次のように述べている。

「採択は、発行されている多数の教科用図書のなかから、その地域、学校、児童生徒に最も適したものを選択し、最終的には、その採択権者の所管する学校において共通に使用されるもの一種を決定する行為であり、教育専門的知識経験と判断を必要とする。・・・教育専門的な立場から適切な判断を行うことができるような組織を定める必要がある。都道府県の教育委員会の付属機関として、選定審議会を設けることとしたのは、この趣旨である。」（『逐条解説 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律』文部省初等中等教育局教科書課長諸沢正道著 144頁～145頁）

つまり、教育委員会が採択を行うけれど、採択には「教育専門的知識経験と判断を必要とする」ため、「教育専門的な立場から適切な判断を行うことができる組織」として採択委員会が設置されるに至った。

すなわち、採択委員会の設置理由の一つは、「発行されている多数の教科用図書のなかから、その地域、学校、児童生徒に適したものを選択し、最終的には、その採択権者の所管する学校において共通に仕様されるもの一種を決定する」ための調査研究資料を作成することである。したがって、採択委員会の委員であっても、各教科（2015年度の中学校用教科書では、11教科66種）の「専門的知識経験と判断」を有さないため、次のように各教科ごとに専門的知識経験を有する複数名の調査員を置き、それぞれの教科の教科書を調査研究することが不可欠となる。

④ 新居浜市採択委員会も、この無償措置法第11条に基づき設置され、採択委員会要綱第7条に基づき「新居浜市立小中学校の校長及び教員」のなかから選ばれた調査員が、「教科書を専門性の観点から調査研究し」、「調査した結果を採択委員会に報告する」という適正手続きがとられている。

⑤ 調査員が行う適正手続き

「平成27年度教科用図書の調査結果総括の流れ（以下、「調査結果総括の流れ」という）」で、以下のように調査員が行うべき適正手続きが決められている。

【調査員】

- ① 教科用図書を、出版社ごとに評価要素にしたがって調査する。（様式1）
- ② 様式1をもとに、出版社ごとに評価要素ごとの評価、総合評価を行う。（様式2）
- ③ 3人の調査員の調査結果を集計し、出版社ごとに評価要素及び総合評価について最終判定を行う。（様式3）
- ④ その結果を調査結果の総括（様式6-1）に転記する。

上記で明らかのように、「様式1」は、「出版社ごとに評価要素にしたがって調査する」。つまり、「出版社ごとに」「A内容の選択、B内容の程度、C組織分量、D学習指導への配慮、E造本・その他」などについて、具体的な頁を挙げ、「適切な点や一部に工夫を要する点」や「判定」を記すもので、調査員が行う調査研究の最も基礎になる資料である。この「様式1」なしに、（様式2）（様式3）ひいては、採択委員会の資料となる（様式6-1）は作成することができないという位置にある資料である。つまり、「様式1」は、調査員が行う調査研究の適正手続き上、最も基礎になる必要不可欠な資料であることは明らかである。

2、教育委員会の「提出を求めている」との不作为を理由に「保有していない」ので公文書ではないとする弁明は、自らの職務と条例への無理解・事実誤認があり、

失当している。

新居浜市情報公開条例における公文書の定義は、「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」である。しかし、「様式1」は、2017年1月10日提出の審査請求書、「五『様式1』を「市教委」への提出を求めない不作為（違法）がある（12頁）」で明らかにしたように、「当該実施機関の職員が用いるもの」に該当し、本来、公文書として保管すべき調査研究資料である。また、上記1で確認したように、「様式1」は、調査員が行う適正手続きにおける最も基礎となる必要不可欠な調査研究資料である。採択委員会要綱に基づき設置した調査員が行う適正手続きとして作成させた調査研究資料「様式1」は公文書であり、教育委員会において保管義務があることは明らかである。にもかかわらず、教育委員会は自らの職務と条例への無理解・事実誤認から提出を求めないという不作為を根拠に、自らが「保有していない」から公文書ではない、という弁明は許されず、失当していることは明らかである。

3 新居浜市情報公開条例の目的を果たすため、「提出不要」とすることは許されない。

教育委員会の、自らの職務や条例の無理解や事実誤認により、本来、公文書であるべきものを「提出不要」という不作為により「保有していない」という理由をもって公文書ではないとの判断が認められれば、「提出不要」とすれば、本来、公文書であるべき公文書が公文書ではなくなり、新居浜市情報公開条例の目的は果たされない。

よって、このような理由と判断が許されてはいけない。

判断が妥当とする理由（4）

したがって「調査員用 様式1」は公文書ではなく、不存在であり非公開である。

（4）への反論

上記（3）への反論で明らかにしたように、「様式1」は公文書であり、教育委員会の不作為による不存在でを理由に公文書ではないという弁明は許されず、公開しなければならない。

Ⅲ 非公開決定理由が失当である概要

2017年1月10日付け提出の審査請求書で明らかにした非公開決定理由が失当である理由を、概要のみ下記に再掲する。

3、非公開決定理由が失当である概要

1. 適正手続・説明責任上の義務から『様式1』の公開は不可欠

市教委は公正かつ適正な教科書の採択環境を整備する義務がある。後述するように、教科書採択が公正かつ適正に行われたのか、文科省が要請している「綿密な調査研究に基づき適切に行われ」たのか等疑われる。したがって、市教委は、市民への説明責任義務において『様式1』を公開する必要があり、非公開決定理由は失当である。

2. 「意思決定に至る過程」の公文書の『様式1』公開は不可欠

『様式1』は、新居浜市教科用図書採択委員会（以下「採択委員会」という）における採択資料のひとつである『様式2』、「平成28年度使用中学校教科用図書 研究調査集計表（調査員集計）様式3」のもととなる、「意思決定に至る過程」公文書である。ゆえに、市教委は「公文書等の管理に関する法律」（以下「公文書管理法」という）に基づき、「意思決定に至る過程」公文書である『様式1』を公開しなければならない。

3. 『様式1』を「市教委」への提出を求めない不作為（違法）がある

調査員に対し、教科用図書採択のための調査結果総括の流れの手続きの中で『様式1』を市教委へ提出を求めないことは、「公文書管理法」及び「新居浜市情報公開条例」の趣旨に反する。つまり、市教委は、上記法律及び条例の趣旨に基づき、提出を求めるべきところ、それを怠る不作為がある。その不作為を棚に挙げて『様式1』を非公開理由とすることは許されない。

4. 表現の自由との関係で、『様式1』の非公開は許されない

「表現の自由（知る権利を含む）」は、国民にとって政治的意思決定に関与する不可欠の手段であり、それに対する広範な規制は民主主義そのものの基盤を失わせることともなる。よって、「優越的地位」理論が成立し、規制が「表現の自由（知る権利を含む）」に対するものである場合には、「厳格な審査基準」をみたす必要がある。したがって、市教委が、『様式1』の非公開決定したことは、憲法21条の「表現の自由」にもとづく住民の「知る権利」の侵害にほかならず、行政の責務と主権者の利益を置き去りにした違憲・違法な決定となる。

以上